

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年3月27日

【事業年度】 第9期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 株式会社We l b y

【英訳名】 We l b y Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 比木 武

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号

【電話番号】 03-6206-2937 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役C F O 神谷 学

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号

【電話番号】 03-6206-2937 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役C F O 神谷 学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	236,569	253,464	474,753	808,005	798,516
経常利益又は 経常損失() (千円)	30,057	136,122	76,092	153,959	1,354
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	19,879	136,412	76,963	176,566	11,303
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	159,916	178,900	684,900	684,900	903,050
発行済株式総数 普通株式 (株)	1,460	1,460	1,680	1,855,000	7,784,800
A種優先株式	147	175	175		
純資産額 (千円)	230,171	131,726	1,066,763	1,243,330	1,668,327
総資産額 (千円)	318,094	211,416	1,227,179	1,406,481	1,829,182
1株当たり純資産額 普通株式 (円)	10,148.39	24.09	115.37	167.56	214.31
A種優先株式	1,465,000.00	389.14	416.39		
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額() (円)					
普通株式	2,641.75	26.62	16.41	23.80	1.47
A種優先株式	3,616,818.18	28.37	27.25		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)					
自己資本比率 (%)	72.4	62.3	86.9	88.4	91.2
自己資本利益率 (%)	16.5			15.3	
株価収益率 (倍)					1,501
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		138,555	23,631	1,689	168,321
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		27,393	8,070	50,712	83,944
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		59,787	1,034,231	7,140	429,160
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)		88,939	1,091,469	1,031,926	1,208,821
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	10 (1)	25 (3)	31 (4)	34 (7)	43 (8)
株主総利回り (比較指標) (%)	()	()	()	()	()
最高株価 (円)					5,000 (20,000)
最低株価 (円)					1,900

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第6期、第7期及び第9期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 当社は、2018年3月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。そのため、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。また、当社は、2019年10月4日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。そのため、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
6. 第6期の1株当たり純資産額については、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
7. 第6期、第7期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。また、第5期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、第5期から第8期までの当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
8. 第5期から第8期までの株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
10. 第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
11. 第6期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第5期については、「会社計算規則」(2016年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
12. 2018年12月17日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2018年12月20日付で当該A種優先株式を消却しております。なお、当社は、2018年12月28日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 株主総利回り及び比較指標は、2019年3月29日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
14. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。ただし、当社株式は、2019年3月29日から東京証券取引所マザーズに上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。

2 【沿革】

年月	事項
2011年9月	東京都渋谷区に株式会社ウェルビー設立(資本金3,400千円)
2014年8月	東京都千代田区に本社移転
2015年6月	徳島大学と共同で、2型糖尿病患者のためのセルフモニタリングシステムを開発
2015年8月	医療機器製造販売業第二種免許取得
2015年8月	Welbyデータマネジメントツールを臨床試験に提供開始
2016年4月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得
2016年9月	シニア層向けスマートフォン端末に「Welbyマイカルテ」プリインストール提供開始
2017年2月	東京都中央区日本橋本町三丁目に本社移転
2017年10月	株式会社エスアールエルと業務提携
2017年12月	株式会社デジタルガレージ、日本郵政グループへ第三者割当増資及び業務提携
2018年3月	株式会社エスアールエルと検査結果をPHRプラットフォームサービスに連携するサービスを提供開始
2018年5月	臨床研究向け新サービス「Welby RWEソリューション」提供開始
2018年10月	株式会社エスアールエルとの合併で、株式会社MSWを設立
2018年10月	社名を株式会社ウェルビーから株式会社Welbyへ変更
2019年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年7月	当社ePROシステムを利用した聖マリアンナ医科大学の胃がん領域の臨床研究が開始
2019年9月	日本結節性硬化症学会と共同で 結節性硬化症患者のための「レジストリJTSRIM」の構築開始
2019年10月	株式会社ベネフィット・ワンと企業・健保向け健康管理サービスで業務提携
2019年11月	東京都中央区日本橋本町二丁目に本社移転
2019年11月	株式会社スズケンと医療機関へのPHR普及等を目的に資本業務提携
2019年12月	がん向けPHRプラットフォーム「WelbyマイカルテONC」リリース

3 【事業の内容】

当社は、「Empower the Patients」を事業ミッションに掲げ、糖尿病・高血圧症などの生活習慣病をはじめとする様々な疾患の治療分野において患者の自己管理をサポートするPHR (Personal Health Record)プラットフォームサービスを展開しております。

「PHR」とは、個人によって電子的に管理される自らの健康・医療情報のことを指します。また、個人のスマートフォン経由で記録された血圧、体重、血糖値等の数値情報や生活情報、医療機関と連携して取得された検査数値、薬剤処方記録など、システム上で収集された健康情報も含めたうえで、これを広義のPHRと表現することも近年では一般的となっており、当社はこの考え方を援用し「PHR」を定義しています。

「プラットフォーム」とは、当社が構築・運営する各疾患別のアプリを経由して、患者から提供された症状その他の医療情報等の記録、医療情報のデータベースへの保存・管理、Webサービスを利用した医療情報の医療機関等との共有などを可能にする、当社が運営する一連サービスのこと。

当社が構築・運営する各疾患別のアプリを、主に医療者もしくは医療機関が患者に対してパンフレットを通じて当社のサービスであることを紹介し、患者が自らの意思により、アプリストア等から該当アプリをダウンロードして頂き、当社の利用規約等に同意した上で、自らの健康・医療情報等を当社のプラットフォームに保存して頂いております。当該プロセスにおいて、患者が不明点等生じる場合は、パンフレットに記載の当社カスタマーサポート部門にて、電話もしくはメールにてサポートしています。

医療者と患者がPHRプラットフォーム上で患者の健康・医療情報等を共有することで、本PHRプラットフォームサービスは疾病管理ツールとして機能します。具体的には、患者がアプリに記録したデータを医療者が定期的に確認し、またアプリを通じて、医療者が患者へメッセージ送信を行なうことができるなど、双方向のコミュニケーションをもって患者の治療継続の支援と行動変容を促進することで、治療による臨床上的効果を高めることが可能となります。

当社が提供するPHRプラットフォームは、患者の「治療継続の支援」や「自己健康管理の促進」にフォーカスしたものであり、医療者によるアプリの推奨のほか、医療機器メーカーや医薬品卸事業者との提携、製薬企業との連携、ウェブマーケティングの実施等、様々なチャネルを活用して拡大施策を講じており、2019年12月末時点で、各アプリの合計ダウンロード数は、68万回に達しております。

当社は、医療分野におけるPHRプラットフォームの構築を目的とする事業並びにこれに付随する業務の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、個別サービスについて記載しております。

疾患ソリューションサービス

製薬企業からの依頼によるPHRプラットフォームの開発等であります。具体的には、当社は、生活習慣病領域、がん及び特定慢性疾患領域において、製薬企業からの依頼を受けて、主に新薬の上市に伴う医薬品の適正使用促進と疾患啓発のために、当該疾患に関わる医療従事者や患者からの意見を頂きながら、当該疾患領域の患者及び医療従事者向けに、疾患治療における自己管理や治療継続を支援、また医療機関や臨床研究との連携を促進するためのPHRプラットフォームサービスを開発・運営しております。製薬企業にとっては当該プラットフォームサービスを活用した活動を通じて、自社医薬品の医療従事者間における知名度の向上と、患者の治療継続へのサポートによる医薬品の売上増加等の効果が期待されます。

PHRプラットフォームサービスの構築に際しては、当社は当該分野の患者及び医療従事者の実臨床上の意見を頂きながら開発・運営しており、製薬企業よりプラットフォームのサービス構築費用（開発費用）及び利用料を頂いております。また、開発されたPHRプラットフォームは主に製薬企業のブランド名で患者及び医療従事者に提供されることとなりますが、プラットフォームサービスの運営については当社で担いサービスの保守、運用、カスタマーサポートなどを実施しております。

疾患ソリューションサービスの売上高は製薬企業からのサービス構築費用を中心に、当社売上高の約7割強を占める状況となっており、プラットフォームサービスの導入製薬企業数、疾患数等と連動して、収益が変動する仕組みとなっております。

また、当社は疾患ソリューションサービスの各PHRプラットフォームサービスを通じて蓄積した患者のPROデータについては、患者と医療従事者間の臨床上的情報共有のため当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しております。

製薬企業向けには、共同開発した対象サービスの利用患者数等の統計情報をマーケティング目的で提供しております。

当社は患者及び医療従事者からの信頼を第一と考え、匿名加工情報等の利活用を含めた、患者PROデータの患者同意を得ない形での第三者提供は計画しておりません。

「PRO」(Patient Reported Outcome)とは、医師による評価ではなく、患者自らが生活・健康状態・治療について、主に自記式質問票により、患者又は被験者から直接得られる情報を指します。

なお、当社が提供する主なPHRプラットフォームサービスは以下のとおりです。

(生活習慣病領域)

サービス名	概要
Welby血糖値ノート	主に1型糖尿病患者の治療への取り組みをサポートするアプリケーションです。血糖値のほか、インスリン注射量、ブドウ糖の摂取量等1型糖尿病治療に関連する各データの記録管理をサポートします。
わたしケア	糖尿病患者の治療への取り組みをサポートするアプリケーションです。タイプ判定によりご自身の糖尿病治療への向き合い方を知り、学習機能により糖尿病や治療法について理解を深めることができます。また、体重や血圧、食事や運動など毎日の取り組みの記録や、病院で測定した検査値を記録できます。
まいさぼ	2型糖尿病や高血圧症などの生活習慣病患者を対象としたスマートフォンアプリケーションです。からだの情報や服薬状況、日々の食事、運動を簡単に記録できます。株式会社タニタの体組成計と連携することで、毎日の体重を自動的に記録させることも可能です。これらの記録をアプリが学習し、食事、運動、治療記録管理をサポートします。
らくらく血圧日記	高血圧症患者を対象としたスマートフォンアプリケーションです。日常の家庭血圧の測定や服薬状況を簡単に記録できます。通信機能をもつ血圧計との連携のほか、一部の機種については、カメラによる測定数値の読み込みも可能です。また、登録医療機関とデータを共有し、医師はよりの確な治療にあたることができます。

(がん領域)

サービス名	概要
腺ノート	前立腺がん患者と医療者のコミュニケーションをサポートするアプリケーションです。患者は、お薬の服用状況、日々の体調、前立腺特異抗原等の検査・測定数値、日記などをアプリケーションに記録し、医師とのコミュニケーションに活用することができます。記録方法は、それぞれのライフスタイルに合わせて、パソコンまたはスマートフォンアプリケーションのいずれかを選択することができます。
つたえるアプリ	がん治療中の身体とこころに生じる様々な「つらさ」について、患者がその情報をアプリケーションに記録し、医師に適切に伝えることをサポートするアプリケーションです。治療中における、痛み、だるさ、吐き気、気分の落ち込み、皮膚症状、しびれなど様々な「つらさ」の状態を医師と共有し、限られた診察時間内で効率的に患者の状況を把握し、医師はよりの確な治療にあたることができます。
WelbyマイカルテONC	がん患者向け治療支援プラットフォームです。通院時の医師からの説明のメモ、レントゲンやCTの画像記録、症状や食事、運動の記録とその振り返り、がんに関する疾患啓発情報の提供などを通して、医師と患者の情報ギャップの緩和、コミュニケーションを向上させ、がん診療及び治療体験の改善を図ります。
NIVO-G 臨床研究 ePROシステム	胃癌のニボルマブ単剤療法を行う患者を対象とした有害事象と生活の質に関する前向き観察研究に用いられるePROシステムです。

(特定慢性疾患領域)

サービス名	概要
リウマチダイアリー	関節リウマチ患者のための症状チェック、服薬管理、診察をサポートするアプリケーションです。服薬の習慣化や症状・体調の管理、診察時における医師とのコミュニケーションなどに役立てることができます。
AOZORA	成人期の注意欠陥・多動性障害(ADHD)当事者のためのスマートフォンアプリケーションです。日々の服薬サポート、通院などのスケジュールの管理、仕事や対人関係、日常生活をセルフチェックするなどの機能を備え、注意欠如・多動性障害等の症状による悩みをサポートします。
いたみ連絡帳	慢性的な肩・腰・膝の日々の痛みの状況をご自身でチェックし、治療や服薬をサポートするサービスです。痛みがあっても目標を設定、その活動状況を記録、データを見える化・レポート化して、病院で医師に見せて体調を共有できます。
こころケア	「こころケア」は、日々の服薬をサポートする機能と、睡眠状況や統合失調症の再発に関わる症状の自己管理をサポートする機能で、当事者のみなさんのリカバリーをサポートするスマートフォンアプリケーションです。

サービス名	概要
IBDサブリ	潰瘍性大腸炎やクローン病などの炎症性腸疾患 (IBD) 患者のためのスマートフォンアプリケーションです。排便状況などの症状を見える化し、在宅時の状態・経過を、アプリケーションを介して医療従事者に伝えることで、医師 = 患者間の適切なコミュニケーションを促すことが期待されます。
PAHケアノート	肺動脈性肺高血圧症 (PAH) の患者が、日々の症状 (息切れ、だるさ、痛み、むくみ、めまい等) や服薬状況の記録・振り返りに、また診察時に治療医とのコミュニケーションツールとしてご活用頂けるアプリケーションです。服薬アドヒアランス向上や問診の効率化などに役立てることができます。
SMAiLEE	脊髄性筋萎縮症 (SMA) 患者のご家族が自宅で撮影した動画を医師の診察時に役立てて頂くためのアプリケーションで、自宅での患者の運動動画を簡単に撮影・編集することができる機能を持ちます。本アプリケーションの登録会員には地域の病院やクリニックに受診する際の相談や、地域の社会保障制度やバリアフリー情報の調査を代行するサービス等も提供します。
リハビリ日誌	パーキンソン病患者のリハビリテーションの継続や、日常の気になる症状を記録できる、パーキンソン病の治療をサポートするアプリケーションです。患者がご自身の症状に合わせてリハビリ活動の計画や進捗管理、ウォーキングの歩数管理等をアプリケーションに通じて行うことができ、また気になる症状の記録や振り返り、服薬記録と通院管理もできます。
Enダイアリー	関節リウマチ患者の内、「エンブレル®」を使用されている方向けのアプリケーションです。注射記録日時の通知とリマインド機能、腫れや痛みなどの症状記録機能及び振り返り機能等通じて、患者の自己管理をサポートします。 「エンブレル®」とは、リウマチ治療に使用されている生物学的製剤で、既存治療で効果不十分な関節リウマチ患者の標準治療薬です。
HAE ノート	遺伝性血管性浮腫 (HAE) 患者の症状の記録及び撮影サービスを提供するアプリケーションで、患者ご自分の症状をより具体的に把握できるようになり、受診しなかった時の症状を医療者に見せることで、医療者は患者の症状を的確に把握することができ、円滑なコミュニケーションにつながります。また、未診断を減らし、患者のご家族・ご親族を守ることを意図した「HAEを伝える」、「ファミリーツリーを作成する」の機能があります。
ニキピログ	ニキピ患者の治療継続をサポートするスマートフォン用のアプリです。ニキピに関するアドバイス、写真やおくすり使用状況などの記録により治療の継続をサポートします。
アトピーノート	アトピー患者の治療継続をサポートするスマートフォン用アプリです。かゆみ度合いの記録と患部の写真記録、グラフでの振り返り、患者向け疾患啓発ウェブサイトとの連動などにより患者のスキンケアをサポートし、アトピー治療の質を向上します。
クローン病臨床研究 ePRO システム	クローン病患者の発端コホートレジストリ研究においてPRO収集を行う目的で提供しているePROシステムです。
LupusPRO	全身性エリテマトーデス (SLE) の評価を目的としたPRO問診票の収集が可能な患者向けシステムとそれを診療の中で閲覧可能な医療者向けシステムをあわせて提供しています。

Welbyマイカルテサービス

Welbyマイカルテサービスは、糖尿病や高血圧症等生活習慣病全般、及び生活習慣病予備軍の患者の自己管理をサポートする当社自社構築・運営のクラウドサービスです。通信機能を持つ血圧計、血糖測定器、及びウェアラブル機器等とのデータ連携により、血糖値・血圧・体重などの測定値や、食事、運動、睡眠やIHB(不規則脈波)などの疾患治療に必要なデータの記録を簡単にできます。また、患者が記録したデータを、ご自身の家族や、登録医療機関とデータを共有し、医師による治療サポートを受けることも可能です。

Welbyマイカルテサービスの売上高は、自治体の住民や一般企業の従業員の生活習慣病重症化予防ツールとしての利用料課金、機器メーカー、検査会社等医療周辺企業への月額利用料課金、及び有料利用医療機関へ月額利用料の課金によって構成されています。有料利用の企業数、医療機関数等と連動して、収益が変動する仕組みとなっております。当社売上高の約3割弱を占める状況となっております。

自治体及び一般企業向けには、近年、生活習慣病重症化予防におけるICT化の推進と各自治体、企業の地域住民及び従業員等への健康維持に対する意識の向上により、運動・血圧・食事・体重等記録データの自己モニタリング及び管理栄養士、保健師等の指導による生活習慣病の重症化予防サービス、及び重症化した場合に患者と医療機関をデータ連携して治療を受けるサービスを提供しており、自治体及び一般企業にとっては、対象者の生活習慣病重症化予防から治療まで一貫通貫のサービスを住民及び従業員等へ提供することができます。

機器メーカー、検査会社等医療周辺企業向けには、当該企業がWelbyマイカルテのプラットフォームを利用することで、マーケティング上において、広告等を通じて医療機関や患者へ生活習慣病の治療に役立つ情報の提供、及び当該企業の計測機器と検査データ等をWelbyマイカルテに通じて、医療機関及び患者と連携することで、自社製品の利便性を向上しております。

医療機関向けには、大学病院や一般内科クリニックを中心に、「患者の継続治療への支援」、「患者治療アウト

カム の改善」、及び「診療業務の効率化」を主要な目的として導入を進めており、Welbyマイカルテを活用した治療事例が「日本糖尿病学会」や「日本高血圧学会」等の国内主要学会で紹介されております。また、徳島大学や福島県喜多方医師会等においては、地方公共団体及び医師会と共同して、市民を対象とした患者に血圧計を貸出し、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の自己管理、及びWelbyマイカルテを通じて担当医師に共有する地域連携のツールとしても導入されております。

「治療アウトカム」とは、治療や予防などの医学的介入から得られるすべての結末のことを指します。臨床研究においては、介入効果によって得られる判定項目をアウトカムといいます。

上記、自治体・一般企業、医療周辺企業、及び医療機関への導入が進むことにより、Welbyマイカルテのユーザーが登録したかかりつけ医療機関は約11,900施設（無料利用施設を含み、重複を除く）を超えており、Welby各アプリの合計ダウンロード数は約68万回となっております。

Welbyアプリの普及状況

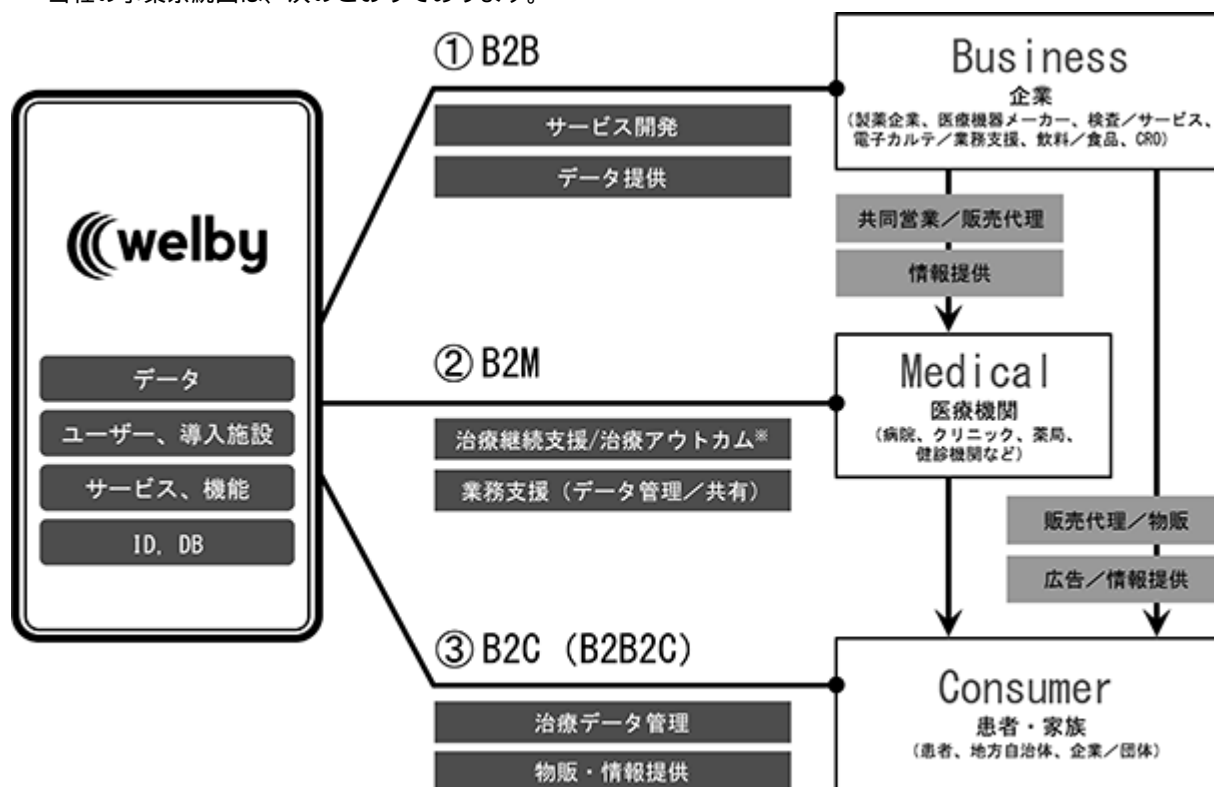
項目	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
Welbyアプリダウンロード数 (千回)	141	366	526	679

Welbyマイカルテを通じて蓄積した各種患者PROデータについては、患者と医療従事者間の臨床上的情報共有のために当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しているほか、自治体・一般企業向けには生活習慣病重症化予防の効果検証としての利用患者数、記録データ（血圧、体重の平均値等）の統計情報の提供、及び患者の個別同意を取得した上で、学術利用目的に限定して学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供しております。

また、当社は学会、大学病院、医療機関、研究機関等からの依頼を受けて、学術利用目的に限定した臨床研究専用のPHRプラットフォームを構築・運営しており、患者の個別同意を取得した上で、患者PROデータを学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供しております。

当社は、患者及び医療従事者からの信頼を第一と考え、匿名加工情報等の利活用を含めた、患者PROデータの患者同意を得ない形での第三者提供は計画しておりません。

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



※治療や予防などの医学的介入から得られるすべての結末のことを指す。
臨床研究においては、介入効果によって得られる判定項目をアウトカムという。

4 【関係会社の状況】

当社は、関連会社を1社所有しておりますが重要性が乏しいため、記載しておりません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
43 (8)	37.8	1.6	6,229

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
4. 前事業年度に比べ従業員数が9名増加しております。主な理由は、業容拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておきませんが、全従業員の互選により労働者代表が選出されております。なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は以下のとおりです。また、将来に関する事項については別段の記載のない限り、本書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営方針

当社は、「Empower the Patients」を事業ミッションとして掲げております。この事業ミッションに基づき、患者、医師をはじめとする医療従事者、医療業界を取り巻くプレーヤー(製薬企業、医療機器メーカー、自治体等)の方々とともに共同でサービスの開発・運営を行っており、今後も同分野における新規事業の開発等に積極的に取り組んでいく方針であります。

(2) 経営戦略等

当社は、PHRプラットフォームサービス事業に引き続き経営資源を集中してまいります。

創業以来取り組んでいるPHRプラットフォームサービスは、各疾患領域でのサービスメニューを拡充しており、臨床現場におけるユーザー(患者)の行動変容による様々な効果が報告されつつあります。患者の行動変容が起こりやすい傾向がある疾患領域は多く存在しており、当社が未だアプローチできていない領域については、より効果的な提案活動を推進するための施策を講じております。

また、当社はPHRプラットフォームを他社のサービス等と連携させることで、双方のサービスの相乗効果を高め、医療者や患者により利便性の高いサービスを提供していく方針であります。各医療関連事業者との共同プラットフォーム開発など、各方面におけるサービス基盤の構築を引き続き進めてまいります。

これらの取り組みにより、「医療×デジタル」の価値を高め、持続的な成長と安定的な収益を実現してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、高い成長性及び生産性をもって収益に結びつけ、継続的に成長していくことを経営上の目標としております。収益性及び成長性などの各経営指標のバランスを重視し、外部環境やトレンドに左右されることのない財務基盤を構築することで、企業価値の向上を図ってまいります。具体的には、売上高、営業利益、経常利益を重要な指標と考えております。

(4) 経営環境

経営環境につきましては、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績」に記載しております。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、「Empower the Patients」を事業ミッションに掲げ、PHRプラットフォームサービスを提供しております。経営安定化及び業容拡大を図っていくうえで、以下の課題に積極的に取り組む方針であります。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

サービス強化

患者及び医療者が治療プロセスの中で、より良いサービスを使用して頂くために、当社は、患者及び医療者のニーズに基づく、機能改修、UX/UIの改修、疾患領域のカバレッジの拡大、データ連携計測機器の追加、及び検査値・薬剤処方データ等各種医療データとの連携について、強化し続けていきたいと考えております。

「UX」とは、ユーザーエクスペリエンス(User Experience)の略で、「ユーザーが製品・サービスを通じて得られる体験」を指します。

「UI」とは、ユーザーインターフェイス(User Interface)の略で、「ユーザーの目に触れる部分又は使用する部分」を指します。

サービスの普及

当社の提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、ユーザー（医療者及び患者）にとって魅力あるサービスを継続的に提供することに加え、各サービスの知名度や当社のコーポレートブランド価値、顧客ベースを持つ企業との連携などによるサービス普及が不可欠であると考えております。そのため各主要学会でのクリニカル・エビデンスの発表、広報、広告宣伝、医療機器メーカー、検査会社等との営業連携、サービス連携の推進などを通じてサービス普及活動に積極的に取り組んでまいります。

データの適正な取り扱い

当社が提供する患者向けPHRプラットフォームサービスにおいては、患者の様々なPROデータが蓄積されておりますが、要配慮情報を含む医療情報であるため、事業推進に当たっては適正な利用を図る必要があります。

疾患ソリューションサービスにおいては、患者のPROデータは、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のため当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しております。製薬企業向けには、共同開発した対象サービスの利用患者数等の統計情報をマーケティング目的で提供しており、同意を得ない各患者個別データ（個人情報含む）については提供していません。

Welbyマイカルテサービスにおいては、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のために当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しているほか、自治体・一般企業向けには生活習慣病重症化予防の効果検証としての利用患者数、記録データ（血圧、体重の平均値等）の統計情報の提供をしています。学術利用目的のために学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供する際には、患者の個別同意を取得した上で実施しています。

学術利用目的に限定した臨床研究専用のPHRプラットフォームサービスにおいては、患者の個別同意を取得した上で、患者PROデータを学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供しております。

上記のように要配慮情報含む個人情報の適正利用を担保することにより患者及び医療従事者からの信頼を維持すると同時に、情報セキュリティの観点から安心してプラットフォームを活用いただけるよう、個人情報保護法、「3省3ガイドライン」、アメリカの「HIPAA法」等により求められるデータセキュリティ課題にも引き続き対応してまいります。

「3省3ガイドライン」とは、医療機関や医療情報を取り扱う情報処理事業者等が準拠すべき総務省、厚生労働省、経済産業省各省が策定したガイドラインの総称を指します。

「HIPAA法」（Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996）とは、アメリカにおける医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律。医療情報の電子化の推進とそれに関係するプライバシー保護やセキュリティ確保について定めた法律を指します。

優秀な人材の確保及び育成

当社の業容拡大のためには、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。社内外を問わず人材リソースの確保のため、採用チャネルの多様化、エージェント企業との協力関係の構築などを積極的に進める方針であります。人材育成については、各人の担当業務に関するOJTを実施し、且つ各種研修機会の提供を通じて自己の成長を推進するとともに、リーダー層においてはマネジメントスキル向上のための施策を講じてまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社が持続的成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理の徹底とともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

当社は、事業展開上のリスクになる可能性があると考えられる主な要因として、以下の記載事項を認識しております。これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避と予防に取り組んでおります。また、これらのリスク項目は、提出日現在において、当社が判断したものであり、発生の可能性のあるリスクの全てを網羅するものではありませんのでご留意願います。

なお、文中に記載している将来に関する事項は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

(事業環境に関するリスク)

医療及びヘルスケア市場について

当社の売上高の多くが、医療・ヘルスケア関連分野からのものとなっています。同業界は今後も市場の成長が見込まれますが、何らかの理由により、市場の成長が停滞し、あるいは市場が縮小するなどした場合や、新たな市場動向に当社が対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の主要顧客である製薬企業においては、グローバルなレベルでの企業間競争及び再編の動きが続いており、これは当社が提供するプラットフォームサービス展開を加速させる可能性がある一方、製薬企業の戦略方針の変更又は再編された既存顧客による契約見直しを要求されることも考えられます。その契約内容により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

競合について

当社は、「患者・家族が自己管理をする」ための支援サービス提供を主な事業としております。提供アプリの最適なUI/UXを追求した機能設計、特色あるサービスの提供、取引の安全性の確保やカスタマーサポート充実への取り組みなどにより、競争力の向上を図っております。しかし、当社が継続的に優位性を高め、エンドユーザーの利用価値の維持向上を図ることの可否については不確実な面があります。今後、高い知名度、幅広い顧客基盤を有する先行同業他社による模倣や、資本力、マーケティング力、専門性を有する企業等の参入によって、当社の競争優位性が低下または競争が激化する等の状況が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

新規サービス展開に伴うリスクについて

医療業界においては、PHRプラットフォームの標準サービスがなく、当社は、事業ミッションに基づき、患者、医師をはじめとする医療従事者、医療業界を取り巻くプレーヤー(製薬企業、医療機器メーカー、自治体等)の方々とともに共同開発・運営を行っており、今後も同分野における新規事業の開発等に積極的に取り組んでおります。新規事業の開発にかかる人材、システム、広告等に対する追加的な支出の発生及び事業が安定して収益を生み出すまでにはある程度の時間がかかることから、これにより当社の利益が一時的に低下する可能性があります。また、当社が想定するプラットフォームの標準化の立ち上がりスピード及び当該新規事業が想定どおりに推移しない場合は当社の業績に影響を与える可能性があります。

M&Aや業務提携について

当社は、自社で行う事業開発に加えて、M&Aおよび他社との業務提携を通じて、新規事業の展開を推進しています。M&A・業務提携にあたっては、当社戦略との整合性やシナジーを勘案して対象企業の選定を行い、当該企業の財務内容、契約関係、事業の状況等についてデューデリジェンスを実施した上で、取締役会・経営会議において細心の注意を払って判断を行っています。

しかしながら、これらのM&Aや業務提携が期待通りの効果を生みず戦略目的が達成できない場合や、投資後に未認識の債務が判明した場合等には、当社の業績及び財務状態に影響を与える可能性があります。

(事業運営に関するリスク)

収益の季節変動性について

当社の収益は主要顧客である大手製薬会社の決算期に納品・検収のタイミングが影響される傾向にあり、特に近年は外資系製薬企業の決算が集中する第4四半期会計期間における納品・検収が顕著に大きくなる傾向があるため、売上高及び利益がそれらの時期に集中する傾向があります。このため、特定の四半期業績をもって当社の通期業績見通しを早期に判断することは困難な場合があります。また、当社は顧客企業の検収をもって売上を計上しておりますので、期末月に売上計上を計画する案件については、予期せぬトラブルやスケジュール変更等により期ずれが生じる可能性があり、当該要因により当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第9期事業年度における四半期別の売上高及び営業損益は、次のとおりであります。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高(千円)	101,578	103,108	144,136	449,692	798,516
営業利益 又は営業損失()(千円)	50,442	51,007	83,001	201,019	16,567

個人情報の取り扱いについて

当社が展開する事業において、多くの患者及び利用者からの重要な個人情報を取り扱っております。当社は、これら個人情報のセキュリティを十分に担保し、信頼性の高い情報として利用していただくことが責務であると考え、個人情報保護法を遵守するとともに、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)であるISO27001の認証を取得しております。加えて、EU一般データ保護規則(GDPR)等諸外国の個人情報保護法制についても、随時外部弁護士等専門家にも確認をしながら必要な検討及び取り組みを進めております。しかしながら、個人情報取扱いに関する内外の法令の変化により、当社の事業運営に支障をきたす可能性があります。また、個人情報流出等の不測の事態が生じて患者個人のプライバシーが侵害され、当社が企業としての信用を失墜することにより業績の悪化や財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

知的財産権について

当社は、第三者の特許権その他の知的財産権を侵害することのないよう万全を期しておりますが、万が一侵害があった場合には、相手方より相応の損害賠償を請求される可能性があります。また、現在のインターネットの基盤技術はその権利帰属先が不明な部分があり、基盤技術の重要な一部について第三者の特許取得が認められた場合あるいは将来特許取得が認められた他社の技術がインターネットの基盤技術の重要な一部を構成することとなった場合には、当該ライセンサーに対しライセンス料を負担する必要性が生じる可能性があります。このような損害賠償及びライセンス料の負担が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は知的財産権について適切な保護管理策を講じておりますが、第三者が当社の知的財産権を侵害する可能性を完全に排除することは困難でもあり、当社の重要な知的財産権が第三者に不当に侵害された場合には、当社の経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティについて

当社は、顧客の新製品開発計画や営業上の機密情報等に接する機会があり、当然ながら守秘義務を負うこととなるため、顧客及び社外の専門スタッフとの取引時には機密情報の守秘義務契約を締結しております。またデータの授受にはセキュアなクラウド上のファイルサーバー等を利用するなどセキュリティ対策を講じております。過去に機密情報漏洩などの事象は発生しておりませんが、何らかの理由によりそれら機密情報等が漏洩し、顧客に重大な損害を与えた場合には、損害賠償請求や信用失墜等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

外注先企業の選定管理および確保について

当社は、システム開発の一部を外部の開発パートナー会社に委託しております。開発業務のスピード向上やコスト削減のためには、一定レベルのスキルを持った優秀な外部委託先を安定的に確保することが必須となります。そのため既存の外部委託先のみならず、新規の候補先については技術力などについて厳しく審査を行ない、信頼できる会社を選定することとしておりますが、万が一の外注先の責による納入遅延や瑕疵などのリスクを完全に排除できるものではなく、適切な外部委託先を安定的に確保することができない場合、開発スケジュールに支障をきたし、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネットビジネスについて

当社のビジネスは、プラットフォームサービスに関する事業であるため、ブロードバンド環境の安定普及により今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。しかし、インターネットの利用に関する新たな規制、通信環境やセキュリティ対策等の技術進歩が市場のニーズに追いつかなくなるなど技術革新の遅れ、利用料金の改訂を含む通信事業者の動向など、予期せぬ要因によりインターネットの利便性が阻害される場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後、医療分野におけるインターネット普及の障壁、利用に関する新たな規制やインターネットビジネス関連事業者を対象とする法的規制等の導入、その他予期せぬ要因によって、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システム障害について

当社の事業は、インターネット環境を利用したサービス提供が中心であり、コンピューターウイルス対策や情報管理の徹底に努めておりますが、たとえば許容量を超えるアクセスの急増、自然災害等による電力供給の停止、外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、ソフトウェアの不具合等、予測を超える事態が生じることでサービスの提供が困難となった場合、事業活動に支障をきたし、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

サービスに関する不具合、クレームについて

当社は、エンドユーザー(患者)からの意見やクレームに対応するセクションとしてカスタマーサポート窓口を設置しております。クレームに即時に対応することや、様々な意見などを関連部門にフィードバックすることで、サービス改善等に繋げる役割を果たしております。当社が今後もエンドユーザーに信頼され、支持される企業として発展していくためには、満足度の向上が必要不可欠であり、かつクレームへの対応が重要と認識したうえで、さらに迅速な対応が出来る体制の強化を図ってまいります。しかしながら、結果的に当社のサービスをめぐる重大なクレーム等が発生した場合は、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社の事業はICT(情報通信技術)を事業基盤としており、提供する各サービスの価値向上のために有効であると思われる新たな技術やノウハウを積極的に取り入れ、サービス機能の拡充及び強化を進めております。しかしながら、技術革新や他社による新たな高付加価値サービスの提供等の理由により、当社が提供するサービス及び保有ノウハウが陳腐化した場合や、変化への対応が困難になった場合、各サービスのユーザー及びクライアントの満足度が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(組織体制に関するリスク)

人材の確保及び育成について

当社は、業容拡大に向けた優秀な人材の確保及び育成が極めて重要な課題であると考えております。スタッフの業務スキルの底上げを図ると共に、新たな人材確保のための採用活動を強化し、さらに外部パートナーの開拓や育成、他業種との業務提携なども順次行なっております。しかし、適切な人材を十分に確保できず、あるいは在職中の従業員が退職するなどして、十分な人材リソースを確保することができない場合には、当社の業績又は将来的な事業計画に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社の業務執行体制及び経営管理組織は、事業規模に応じた比較的小規模なものとなっております。現時点において最適と考えられる各体制を構築するとともに、今後の事業拡大に伴い積極的に人員の増強、内部管理体制の一層の充実を図る方針ですが、当初計画を超えた規模以上に事業が成長し体制構築が追い付かない場合や、新たな人材の採用及び育成が順調に進まなかった場合には、組織の対応が有効に機能しないことが考えられ、これにより新規事業開発や営業活動、サービスの安定運用が阻害されるなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

特定役員への依存について

当社の創業者であり代表取締役である比木武は、経営責任者として経営方針や経営戦略の決定等、当社の事業活動上の重要な役割を果たしております。また本書提出日現在において比木武は筆頭株主であり、持株比率は41.9%となっております。取締役会等において役員及び社員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、現時点において、同氏が何らかの理由により経営者として業務を遂行できなくなった場合には、当社の業務推進及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(その他のリスク)

社歴が浅いことについて

当社は、2011年9月に設立された社歴の浅い会社であり、財務状態や経営成績の期間比較の情報が限られております。今後のIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示してまいります。経営成績等の期間比較をするための情報には時間の経過が不可欠であり、現時点において今後当社が成長を継続していけるか否かを予測する客観的な判断材料として過年度の経営成績のみでは不十分な可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員の経営参画意識高揚のために会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従って、2018年8月20日開催の取締役会決議に基づく新株予約権（以下、「ストック・オプション」という。）を付与しております。今後に関しましてもストック・オプションの付与を行う可能性があります。これらストック・オプションの権利行使がなされた場合には、新株式が発行され当社株式価値の希薄化が生じる可能性があります。なお、本書提出日現在でのストック・オプションによる潜在株式数は512,000株（発行済株式総数に対して6.6%）となっております。

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しております。利益還元策の決定にあたっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態や今後の事業計画等を十分に勘案し実施していく所存であります。しかし、現段階においては、当社の成長を加速させるとともに、財務面での健全性を強化し、経営における成長性と安全性の均衡を図ることこそが株主の利益に資するとの判断に基づき、内部留保資金の確保を優先し、剰余金の配当は行わないことを基本的な方針としており、今後の配当の実施及びその時期については未定であります。

税務上の繰越欠損金について

当社は、税務上の繰越欠損金を有しております。これは将来の法人税負担の軽減効果があり、今後も当該欠損金の繰越期間の使用制限範囲内において、納税額の減少によりキャッシュ・フロー改善に貢献することとなりますが、当社の業績が順調に推移することで繰越欠損金を上回る課税所得が発生した場合には、所定の税率に基づく法人税等の納税負担が発生するため、当社の当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

各種規制について

当社が提供するPHRプラットフォームサービスは、現時点は薬機法規制対象である「医療機器プログラム」に該当しないことを管轄官庁の厚生労働省に確認しております。しかし、今後プラットフォームサービスにおける診断サポート機能の追加や医薬品とのセットでの提供(いわゆる「コンパニオンアプリ」)により、「医療機器プログラム」に認定され、当社がこれに対応できない場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、法的規制以外では、日本製薬工業協会が定める「製薬協コード・オブ・プラクティス」が存在します。製薬協コード・オブ・プラクティスとは、製薬企業が薬機法・独禁法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を遵守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている薬業界の自主ルールであり、当社では当該コードの遵守に努めております。

しかしながら、業界では各種規制の見直しが進んでおり、関連法令や業界団体による規制等の改廃、新設が行われた際に、当社が何らかの対応を余儀なくされた場合や、これらに対応できない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当事業年度における我が国経済は、企業収益及び雇用環境が踊り場を迎えるなか、消費増税に伴う個人消費の弱さなどによる景気後退懸念に加え、米国通商政策の動向や地政学的なリスクに対する警戒感が高まるなど、先行きの不透明感が高まる状況で推移いたしました。

主たる事業領域であるPHR(パーソナル・ヘルス・レコード)関連業界におきましては、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となり超高齢社会を迎える「2025年問題」を見据え、給付と負担のバランスを図りながら制度の持続可能性を確保するための医療制度改革が進む一方、高齢化に伴い慢性疾患罹患率が増加し、生活の中で生活の質(QOL)の維持・向上を図っていく必要性が高まるなど医療に対するニーズの変化が着実に進みました。

このような事業環境のもと、当社は引き続き「Empower the Patients」を事業ミッションのもと、医療関係者をはじめ、大手の製薬メーカー、医療機器メーカー等とともにPHRプラットフォームサービスの普及に取り組みました。この結果として、2019年12月末時点で各アプリの合計ダウンロード数は約68万回に達しております。

疾患ソリューションサービスにおいては、PHRプラットフォームサービスについてマルホ株式会社と皮膚領域においてニキビ患者向けの「ニキビログ」やアトピー性皮膚炎患者向けの「アトピーノート」、中外製薬株式会社と全身性エリテマトーデス(SLE)向け「LupusPRO」をリリースするなど、適用疾患領域を拡大しました。また、既存サービスからのランニング収益、改修改善のための追加受注なども着実に獲得しました。また、聖マリアンナ医科大学における胃がん領域での免疫チェックポイント阻害薬の臨床研究や、日本結節性硬化症学会と共同で全身性疾患である結節性硬化症(TSC)の患者の病態把握のレジストリ構築に参画するなど、PHRの臨床研究などのデータマネジメントでの活用が進展しました。加えて、新規開発のオンコロジー(がん)プラットフォーム(サービス名: WelbyマイカルテONC)を開発し、製薬会社からの利用の受注を獲得するなど事業基盤の強化に注力しました。

Welbyマイカルテサービスにおいては、各医療機器メーカー、検査会社等との営業連携、サービス連携も引き続き強化を図り、Welbyマイカルテユーザーが登録したかかりつけ医療機関は2019年12月末時点で約11,900施設(無料利用施設を含み、重複を除く)となりました。機能や連携強化については、IHB(Irregular Heart Beat: 不規則脈波)の管理機能を追加したほか、「Welbyマイカルテ」と株式会社エスアールエルの医師向け検査参照システム「PLANET NEXT」間で連携できる検査値項目を大幅に拡充するなど、医師と利用者の利用価値向上を図りました。また、大阪

市立大学における非アルコール性脂肪性肝疾患（NAFLD）患者向けの研究で「Welbyマイカルテ」が採用されるなど、PHRデータの臨床研究における活用も進みました。加えて、株式会社ベネフィット・ワンとの間で、企業及び健保を対象とした健康経営・医療費の適正化を推進するための従業員健康管理サービスを提供するための提携を開始しました。また、株式会社ズケンとの間で、医療機関、保険薬局、患者、製薬企業向けに両社共同でのソリューション提供により新たな医療情報プラットフォームの構築を目指すため資本業務提携を締結しました。さらに、株式会社愛媛CATVとの提携や特定非営利活動法人日本高血圧学会との提携による普及戦略を推進しました。

一方、当社の通常の取引形態として、特に近年外資系製薬企業の決算が集中する第4四半期会計期間に売上が顕著に大きくなる傾向があるなか、当事業年度内に売上高を実現するために営業及び納品を進める中で、一部の開発案件について翌期への納品の期ずれが発生したほか、顧客都合による開発計画の翌期以降への後ろ倒しが発生しました。これらの結果、当事業年度の売上高は798,516千円（前年同期比1.2%減）となりました。

売上総利益につきましては、開発の効率化や利益率の高いストック案件の積上げ、ランニング収益の増加などによる原価率の減少もあり、618,904千円（前年同期比12.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、株式公開に伴う管理体制の強化や業容拡大のための人員採用の増加に加え品質管理や研究開発、セキュリティ強化などを強化した結果602,337千円（前年同期比52.1%増）となり、営業利益は16,567千円（前年同期比89.4%減）となりました。

営業外費用につきましては、一時的な上場関連費用や11月に実施した本社移転に係る費用を計上したことにより、経常損失は1,354千円（前事業年度は経常利益153,959千円）となりました。

当期純損失は11,303千円（前事業年度は当期純利益176,566千円）となりました。

なお、当社は、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

生産、受注及び販売の状況の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当社は、生産活動を行っていませんので、該当事項はありません。

受注実績

当社は、受注から売上高計上までの期間が短期であるため、当該記載を省略しております。

販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
PHRプラットフォームサービス事業	798,516	98.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
中外製薬株式会社	49,930	6.2	128,509	16.1
日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社			119,800	15.0
マルホ株式会社	89,178	11.0	38,821	4.9
大日本住友製薬株式会社	122,732	15.2	14,600	1.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

資産

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べて374,487千円増加し、1,679,355千円となりました。この主な要因は、現金及び預金が176,894千円、売掛金が164,327千円、未収入金が30,751千円増加したことによるものであります。

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ48,213千円増加し、149,826千円となりました。この主な要因は、有形固定資産が18,249千円、無形固定資産が37,848千円増加したことによるものです。

以上の結果、当事業年度末における資産の合計は、前事業年度末に比べ422,701千円増加し、1,829,182千円となりました。

負債

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べて4,843千円増加し、138,224千円となりました。この主な要因は、買掛金が26,388千円、未払費用が7,084千円増加し、未払金が10,747千円、未払消費税等が24,934千円減少したことによるものであります。

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ7,140千円減少し、22,630千円となりました。この主な要因は、長期借入金が7,140千円減少したことによるものであります。

以上の結果、当事業年度末における負債の合計は、前事業年度末に比べ2,296千円減少し、160,854千円となりました。

純資産

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べて424,997千円増加し、1,668,327千円となりました。この主な要因は、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資とオーバーアロットメントによる第三者割当増資による株式の発行による収入436,300千円によるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度に比べて176,894千円減少し、1,208,821千円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果使用した資金は、168,321千円(前事業年度は1,689千円の支出)となりました。この主な要因は、税引前当期純損失4,648千円に対し、仕入債務が29,718千円、未払費用が9,401千円、前受金が10,800千円、前受収益が12,077千円増加し、売上債権が7,822千円、未払金が26,816千円、未払消費税等が42,399千円減少したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、83,944千円(前事業年度は50,712千円の支出)となりました。この主な要因は、投資有価証券の売却により32,700千円の収入、有形固定資産の取得により24,271千円、無形固定資産の取得により37,650千円、敷金及び保証金の差入により50,088千円を支出したことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得た資金は、429,160千円(前事業年度は7,140千円の支出)となりました。この主な要因は、株式の発行による収入436,300千円によるものであります。

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、経営者による会計方針の選択適用のほか、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べて9,488千円減少し798,516千円(前年同期比98.8%)となりました。売上高の分析につきましては、「第3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績」をご参照ください。

b. 売上原価、売上総利益

売上原価は、前事業年度に比べて76,355千円減少し179,612千円(前年同期比70.2%)となりました。売上原価

の主たる減少要因は、外注費が46,551千円、労務費が13,143千円減少したためであります。

以上の結果、売上総利益は前事業年度に比べて66,867千円増加し618,904千円(前年同期比112.1%)となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べて206,381千円増加し602,337千円(前年同期比152.1%)となりました。主たる要因としては、業務委託費が80,928千円、給与手当が63,982千円、役員報酬が11,770千円増加したためであります。

以上の結果、営業利益は前事業年度に比べて139,514千円減少し16,567千円(前年同期比10.6%)となりました。

d. 営業外損益、経常利益

営業外収益は、前事業年度に比べ1,615千円増加し1,821千円(前事業年度は205千円)となりました。営業外費用は、前事業年度に比べ17,414千円増加し19,742千円(前事業年度は2,328千円)となり、主たる要因は、上場関連費用が11,432千円増加し、本社移転費用が6,097千円発生したためであります。

以上の結果、経常損失は1,354千円(前事業年度は経常利益153,959千円)となりました。

e. 当期純利益

当事業年度の法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む。)は6,654千円となりました。

以上の結果、当期純損失は11,303千円(前事業年度は当期純利益176,566千円)となりました。

財政状態の状況

「第3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 財政状態」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金につきましては、自己資金、金融機関からの借入金、新株発行による調達資金により充当することとしております。

なお、当社の資金の流動性につきましては、「第3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。現時点において重要な資本的支出の予定はございません。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業内容、事業運営・組織体制等、様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。そのため、当社は常に市場動向や業界動向を注視しつつ、優秀な人材の確保と適切な教育を実施するとともに、事業運営体制の強化と整備を進めることで、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に適切な対応を図ってまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通り、当社が今後更なる成長と発展のためには、厳しい環境の中で、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。

そのために、PHRプラットフォームサービスにおける対象疾患領域の拡大とサービスメニューの強化、及び患者PROデータ活用分野の拡大等を行ってまいります。

経営戦略の現状と見通し

当社は設立以来「Empower the Patients」を事業ミッションに掲げ、当社のPHRプラットフォームサービスの利活用を通じて、患者及び医療者の治療継続への支援、及びアウトカムの改善に努めてまいりたいと考えております。

「患者の治療アウトカムの改善」をコアコンセプトとして、様々の医療機関及び企業と連携して、患者及び医療者により良いサービスを提供していきます。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は65,852千円となりました。このうち、主要なものは、本社移転に伴う内装工事によるもの及びオンコロジープラットフォームの開発によるソフトウェアの取得であります。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

(注) 2019年9月17日開催の取締役会決議により、2019年10月4日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。この株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は21,000,000株増加し、28,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年3月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,784,800	7,792,800	東京証券取引所 マザーズ	1単元を100株とする単元株 制度を採用しております。
計	7,784,800	7,792,800		

- (注) 1. 2019年3月28日を払込期日とする有償一般募集増資により発行済株式総数は66,700株増加しております。
2. 当社株式は2019年3月29日付で、東京証券取引所マザーズに上場しております。
3. 2019年4月23日を払込期日とする有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による増資により、発行済株式総数は24,500株増加しております。
4. 2019年9月17日開催の取締役会決議により、2019年10月4日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は5,838,600株増加しております。
5. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は8,000株増加しております。
6. 提出日現在発行数には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2014年12月17日臨時株主総会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名、当社従業員2名、社外協力者1名)

	事業年度末現在 (2019年12月31日)	提出日の前月末現在 (2020年2月29日)
新株予約権の数(個)	9(注)1	7(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000(注)1,5	28,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2,5	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年12月18日 至 2024年12月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150(注)5 資本組入額 75(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整を行う。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であることを要する。

4. 当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 2018年3月29日開催の取締役会決議により、2018年3月30日付で普通株1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権(2017年2月27日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役4名、当社従業員20名、社外協力者3名)

	事業年度末現在 (2019年12月31日)	提出日の前月末現在 (2020年2月29日)
新株予約権の数(個)	50(注)1	48(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000(注)1,5	192,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	342(注)2,5	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年2月28日 至 2027年2月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 342(注)5 資本組入額 171(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であること、または当社の業務に協力いただく契約が継続していることを要する。新株予約権者は、下記に定める決算期における監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の経常利益(適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会(取締役会設置会社でない場合には取締役)にて定めるものとする。)が下記に掲げる一定の水準(以下、「業績判定水準」という)を超過した場合、割当てられた本新株予約権のすべてを、業績判定水準を超過した日の翌日以降行使することができる。

業績判定水準

経常利益額：経常利益が6億円を超過した場合

判定期間：2019年12月期から2025年12月期のいずれかの期。

4. 当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 2018年3月29日開催の取締役会決議により、2018年3月30日付で普通株1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権(2018年4月16日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役6名、当社従業員22名、社外協力者3名)

	事業年度末現在 (2019年12月31日)	提出日の前月末現在 (2020年2月29日)
新株予約権の数(個)	72(注)1	68(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	288,000(注)1	272,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,150(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月17日 至 2028年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,150 資本組入額 575	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であること、または当社の業務に協力いただく契約が継続していることを要する。新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - 割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - 割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - 割当日の3年後の応当日から2028年3月29日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
4. 当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。
 - 合併
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社

第4回新株予約権(2018年8月20日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社従業員7名)

	事業年度末現在 (2019年12月31日)	提出日の前月末現在 (2020年2月29日)
新株予約権の数(個)	5(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,150(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年8月21日 至 2028年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,150 資本組入額 575	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。
なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であること、または当社の業務に協力いただく契約が継続していることを要する。
新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
割当日の3年後の応当日から2028年3月29日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
4. 当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年12月21日 (注) 1	A種優先株式 147	普通株式 1,460 A種優先株式 147	99,666	159,916	99,666	156,516
2016年3月31日 (注) 2	A種優先株式 28	普通株式 1,460 A種優先株式 175	18,984	178,900	18,984	175,500
2017年12月27日 (注) 3	普通株式 220	普通株式 1,680 A種優先株式 175	506,000	684,900	506,000	681,500
2018年3月30日 (注) 4	普通株式 1,678,320 A種優先株式 174,825	普通株式 1,680,000 A種優先株式 175,000		684,900		681,500
2018年12月17日 (注) 5	普通株式 175,000	普通株式 1,855,000 A種優先株式 175,000		684,900		681,500
2018年12月20日 (注) 6	A種優先株式 175,000	普通株式 1,855,000		684,900		681,500
2019年3月28日 (注) 7	普通株式 66,700	普通株式 1,921,700	159,546	844,446	159,546	841,046
2019年4月23日 (注) 8	普通株式 24,500	普通株式 1,946,200	58,604	903,050	58,604	899,650
2019年10月4日 (注) 9	普通株式 5,838,600	普通株式 7,784,800		903,050		899,650

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先：株式会社DGインキュベーション

発行価格：1,356,000円

資本組入額：678,000円

2. 有償第三者割当増資

割当先：サンエイト3号投資事業有限責任組合

発行価格：1,356,000円

資本組入額：678,000円

3. 有償第三者割当増資

割当先：日本郵政キャピタル株式会社、株式会社デジタルガレージ

発行価格：4,600,000円

資本組入額：2,300,000円

4. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

5. A種優先株式の取得請求権の行使によるものであります。

6. 取得請求により自己名義株式となったA種優先株式の消却によるものであります。

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 5,200円

引受価額 4,784円

資本組入額 2,392円

8. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
発行価格 4,784円
資本組入額 2,392円
割当先 S M B C 日興証券株式会社
9. 株式分割（1：4）によるものであります。
10. 2020年1月1日から2020年2月29日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が8,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ600千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		7	19	18	16	2	776	838	
所有株式数(単元)		3,915	1,332	29,086	294	2,423	40,787	77,837	1,100
所有株式数の割合(%)		5.0	1.7	37.4	0.4	3.1	52.4	100.0	

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
比木 武	東京都港区	3,264	41.93
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	1,480	19.01
株式会社ブライトリンクパートナーズ	東京都目黒区目黒本町二丁目25番10号	480	6.17
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	440	5.65
姜 琪鎬	愛知県名古屋市長区	242	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	162	2.08
立石 和雄	京都府京都市上京区	128	1.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	126	1.62
株式会社ワン	東京都葛飾区立石八丁目9番6号	120	1.54
森下 満成	東京都杉並区	112	1.44
計		6,554	84.19

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,783,700	77,837	「1(1) 発行済株式」の内容の記載を参照
単元未満株式	普通株式 1,100		
発行済株式総数	7,784,800		
総株主の議決権		77,837	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しております。利益還元策の決定にあたっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態や今後の事業計画等を十分に勘案し実施していく所存であります。当事業年度は配当を実施しておりませんが、これは当社が現在成長過程にあるため、内部留保の充実を図り、企業体質の強化、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えているためであります。

剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本としており、その決定機関は株主総会であります。また、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、迅速な経営判断と経営チェック機能の充実に重要課題としております。また、公正かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高め、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 企業統治の体制の概要

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しています。業務執行は執行役員が行い、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の管理監督を行う体制とし、取締役会の役割を明確にしています。取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）を3名とすることで、意思決定の強化を計りつつ、監査等委員である取締役3名のうち社外取締役を2名とすることにより、取締役6名中2名が社外取締役という体制とし、外部からの視点を生かし、取締役会の透明性、独立性及び経営監督機能を高めています。

当社は、経営環境の変化への的確な対応と業務執行の機能・責任の明確化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で決められた方針のもと、業務の執行に専念し、機動的かつ迅速化と効率化を図っております。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、各部門の部門長及び監査等委員会の長によって構成する経営会議を毎週1回開催し、取締役会で決定された経営方針や事業計画の伝達を行うとともに、執行役員や部門長から業務の執行状況について情報共有を行い、コンプライアンス及びリスク全体を管理し、活発な討議を行っております。

() 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回の定期取締役会と必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項の審議及び経営の意思決定を行うほか、業務の執行状況の監督を行っております。

なお、取締役会は、代表取締役の比木武が議長を務め、取締役C F O神谷学、取締役長島伸光及び監査等委員である取締役3名（石橋太郎（社外取締役）、中島正和、松本直也（社外取締役））の合計6名の取締役（うち社外取締役2名）で構成されています。なお、必要に応じて、執行役員を出席させ、業績報告等を行っております。

() 監査等委員会

監査等委員会は、原則として毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、法令、定款および当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査等委員は監査計画書に従い、業務執行取締役等からの業務報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。また、代表取締役と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監査に努めております。監査を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議されております。

なお、監査等委員会は、監査等委員会の長である石橋太郎（社外取締役）が議長を務め、中島正和、松本直也（社外取締役）の監査等委員3名（うち社外取締役2名）で構成されています。

() 経営会議

取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、各部門の部門長及び監査等委員会の長によって構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催しております。主に、各部から業務施行状況の報告と情報共有、それに伴う施策の決定及び個別の経営課題に関する重要事項の協議などを行っております。

() 内部監査

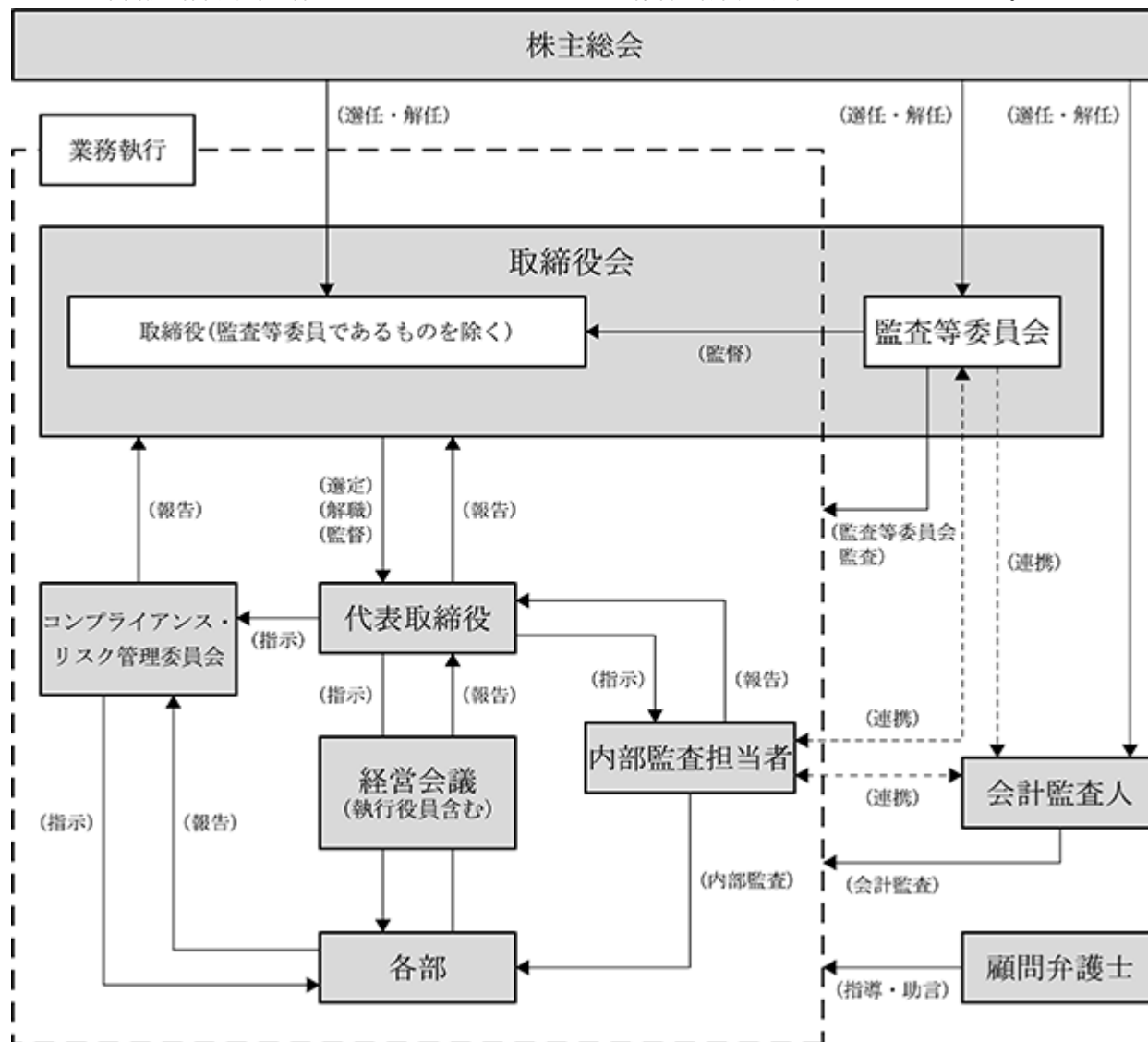
当社の内部監査は、管理部長が内部監査担当者として実施しております。但し、管理部への内部監査は、代表取締役が指定する管理部以外のものが実施しております。内部監査担当者は、年間内部監査計画を策定

し、被監査部門である各部署に対して監査を実施したうえで、その監査結果及び改善事項につき代表取締役へ報告を行い、各部署に対して改善点事項の通知と改善状況のフォローアップを行っております。

(b) 当該体制を採用する理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、2016年8月31日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しました。当社が同体制を採用した理由としましては、過半数の社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができると考えたためであります。

本書提出日現在、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

- () 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。
 - ・会社規程集を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態を確保する。

- ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - ・内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
- () 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む)は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ・個人情報適正管理規程及び関連マニュアル等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- () 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定・運用するとともに使用人等への教育を行う。
 - ・各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
 - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、適切な体制を整備する。不測の事態発生時は迅速かつ適切な対応により、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。
- () 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じた随時開催をする。
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
 - ・取締役及び執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- () 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
- ・監査等委員会の業務は内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として原則1名以上配する。
 - ・内部監査担当者は、内部監査規程に基づき監査計画を立案及び実施し、監査等委員と密な連携を保つとともに定期的な報告を行う。また、監査等委員の指示に基づき必要に応じて特定事項の調査を行うことができる。
 - ・当該補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は監査等委員会の指揮命令下で業務を行うこととし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人からの指揮命令は受けない。
 - ・当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得て行うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人からの独立性を確保するものとする。
- () 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ・重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査等委員に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - ・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な取り扱いを受けないことを明示的に定める。
- () その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員は、内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的な監査等が行えるようにする。
 - ・監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

- ・ 監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握するため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとする。
- ・ 監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

() 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、不当要求等は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、警察等関連機関とも連携し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整える。

(b) リスク管理体制の整備状況

当社は、公正で健全な企業活動を維持するため、各種規程の整備と運用、各種機関の適切な体制の維持及び的確な監査を実施しております。

当社のリスク管理は、監査等委員の監査業務、会計監査人による定期的な会計監査、内部監査担当者による内部監査、コンプライアンス委員会での定例会議などを基盤に行われ、社内、社外の公平な視点から業務執行状況を監査・監督し、業務活動の適正性・合理性を評価し、改善提言を行っております。また、必要に応じて顧問弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

当社は、法令違反等の未然防止と早期発見による是正措置及び再発防止策を適切に講じることを目的として、顧問弁護士とは別の弁護士が直接情報受領窓口となる内部通報体制を設置し、運用しております。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(d) 取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

(e) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(f) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(g) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

(h) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得で

きる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にするためであり
ます。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 名(役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	比木 武	1973年 8月19日	1996年 4月 住友商事株式会社 入社 2007年 9月 楽天株式会社 入社 2009年 1月 株式会社メドピア入社 取締役C00 2011年 9月 当社設立 代表取締役就任(現任)	(注) 2	3,264,000
取締役	神谷 学	1974年10月 4日	1997年 4月 文部省(現文部科学省) 入省 2001年10月 株式会社アドバンテッジリスクマネ ジメント 入社 2011年 6月 同社 取締役 (2018年 6月退任) 2019年 2月 当社 入社 2019年 4月 当社 執行役員管理部長 2020年 1月 当社 上級執行役員CFO兼管理部長 2020年 3月 当社 取締役CFO(現任)	(注) 2	
取締役	長島 伸光	1969年 2月12日	1988年 8月 株式会社アオイシステム 入社 1998年 8月 株式会社インフォシテイ 入社 2015年 1月 当社 入社 開発部長 2016年 8月 当社 執行役員開発部長 2017年11月 当社 執行役員プロダクト開発 2019年 3月 当社 取締役就任(現任)	(注) 2	
取締役 (監査等委員・常勤)	石橋 太郎	1959年 1月29日	1983年 4月 鳥居薬品株式会社入社 1985年 7月 ファルマシア株式会社(現ファイザー 株式会社)入社 2001年 1月 株式会社ウィクス入社 2001年10月 TMマーケティング株式会社(現 株式 会社アンテリオ)入社 2008年 1月 オフィス・ティー・アンド・エム合 同会社設立 代表社員 就任(現任) 2018年 3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 3	
取締役 (監査等委員)	中島 正和	1974年 1月 2日	1996年 4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2000年 4月 株式会社サイバーエージェント 入社 2001年 8月 Schroder Ventures KK(現MKSパート ナーズ)入社 2006年10月 マッコーリーキャピタル 入社 2010年10月 株式会社ブライトリンクパートナ ーズ設立 代表取締役就任(現任) 2011年 9月 当社設立 当社取締役就任 2016年 4月 ネクスジェン株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2016年 8月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 3	480,000
取締役 (監査等委員)	松本 直也	1974年 6月18日	2000年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監 査法人)入所 2008年 1月 東陽監査法人 入所(現任) 2015年 3月 当社監査役就任 2016年 8月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 3	
計					3,744,000

- (注) 1. 当社の監査等委員会については次のとおりであり、石橋太郎及び松本直也の2氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外取締役(会社法第2条第15号)であります。
議長 石橋太郎氏、委員 中島正和氏、委員 松本直也氏
2. 任期は、2020年3月26日開催の第9回定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期は、2020年3月26日開催の第9回定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役(監査等委員)石橋太郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役 中島正和氏の所有株式数は、株式会社ブライトリンクパートナーズが保有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。
6. 当社は、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と、各部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

氏名	役職名
池田 宗高	上級執行役員CPO 兼 プロダクト開発部長
永田 正人	上級執行役員CMO 兼 マーケティング統括部長
森田 耕平	上級執行役員COO 兼 疾患ソリューション事業部 事業長
姚 志鵬	執行役員 社長室長
五百川 彰仁	執行役員 疾患ソリューション事業部 副事業長
坂田 真我	執行役員 マイカルテ事業部 副事業長
櫻山 公佑	執行役員 経営企画室長

社外役員の状況

当社は、監査等委員である取締役3名のうち、社外取締役2名を選任しております。社外取締役は、毎月の定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、経営に対する監視・助言等を行っております。また、監査等委員として監査等委員会等にて、社内情報の収集に努めるとともに、独立性・実効性の高い監査を行っております。加えて、内部監査担当者及び会計監査人と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有及び意見交換を行っております。

当社の社外取締役は、石橋太郎氏、松本直也氏の2名であります。

石橋太郎氏は、当社の取締役就任前より当社の事業展開、顧客紹介並びに管理体制強化をアドバイスする業務委託契約を締結しておりましたが、当社の取締役選任にあたり、2018年3月に業務委託契約を解消しております。それ以外の当社及び当社の取締役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。松本直也氏は、当社及び当社の取締役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外取締役は、それぞれ専門的な観点及び第三者としての観点から客観的・中立的に経営全般を監査・監督しており、当社経営陣への監督機能・牽制機能として重要な役割を果たしております。

なお、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員の独立性に関する判断基準を参考とし、検討を行っております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当者は、随時連携のうえ監査を実施しており、業務執行に関する何らかの問題点を発見した場合は、お互いに連携を密にし、問題の解決にあたっております。また、監査等委員会は会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

監査等委員会、内部監査担当者及び会計監査人は、内部統制の監査および評価の実施に際して、内部監査担当者に対して業務の内容並びに業務のリスク及びそれに対する統制活動等に関して説明や資料を求めるとともに、内部監査担当者は、監査等委員会、会計監査人による指摘等を踏まえ、内部統制の整備及び運用に関して継続的に改善活動を実施しております。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員会監査の状況

(a) 監査等委員会監査

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)により構成され、うち1名の常勤監査等委員を選任しております。各監査等委員は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査等委員会において、情報共有を図っております。監査等委員は取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。

なお、所定の監査計画に基づく業務監査および会計監査の他に、会計監査人や内部監査担当者との情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

(b) 内部監査

法令及び内部監査規程を遵守し、適正かつ効率的な業務運営に努めております。当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、管理部長を内部監査責任者とし、管理部長が内部監査担当者として各部署の監査を実施しております。但し、管理部への内部監査は、内部監査責任者が代表取締役の承認を得て管理部以外のものが実施しております。内部監査担当者は、年間内部監査計画を策定し、被監査部門である各部署に対して監査を実施したうえで、その監査結果及び改善事項につき代表取締役へ報告を行い、各部署に対して改善点事項の通知と改善状況のフォローアップを行っております。

会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。なお、監査継続年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

(a) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(a) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 三浦 太
指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 高橋 幸毅

(c) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名
その他 7名

(d) 会計監査人の選定方針と理由

監査等委員会は、取締役、社内関係者及び会計監査人から提供される資料等による報告をもとに会計監査人の選任の適否について毎期検討し、会計監査人の監査体制、職務遂行状況(過去の業務実績を含む)、専門性、独立性又は監査報酬水準等について総合的に評価し判断した結果、EY新日本有限責任監査法人を再任することといたしました。

なお、この方針に基づき会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案を株主総会に提出することを決定いたします。

(e) 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から職務遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、EY新日本有限責任監査法人は適格であると評価いたしました。

監査報酬の内容等)

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
15,000		20,000	1,200

(b) 監査公認会計士等の同一のネットワークに対する報酬(上記(a)を除く)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(c) 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務に対価を支払っております。

(d) その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

(e) 監査報酬の決定方針

監査報酬は、監査日数、監査内容及び当社の事業内容・規模等を勘案し、当社と監査法人で協議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

(f) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の決定に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、経営環境や他社の水準等を考慮の上、役位・職責に応じて設定しております。また、当社の取締役の報酬には、株式の市場価格や会社業績を示す指標として算定される業績連動報酬を採用しておりません。各取締役の報酬額については、職務内容、実績、成果等を勘案し、取締役会の決議により決定し、ストック・オプションの付与については、各取締役の職責に応じ、取締役会にて協議して割当数量を決定しております。

なお、当社の取締役の報酬は、毎月定額で支給される現金報酬であります。

また、当社は現在のところ、業績連動報酬制度は導入しておりません。

(a) 取締役（監査等委員を除く）

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額は、2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。当事業年度における取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額の決定過程は、代表取締役より提示された報酬案について、その算定根拠を確認し、審議した結果、2019年3月30日開催の取締役会において承認を行っております。

(b) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2018年8月31日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議させていただいております。株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員で協議の上、監査等委員会にて決定しております。当事業年度における監査等委員である取締役の報酬等の額の決定過程は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況及び社会情勢を考慮して、各監査等委員と代表取締役 比木武の協議により2019年3月30日開催の監査等委員会にて決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の人員 数(人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	32,400	32,400				3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	2,100	2,100				1
社外取締役(監査等委員)	12,750	12,750				3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的の投資株式とし、それ以外の目的の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応するために、適切な財務報告のための社内体制構築、セミナーへの参加などを通じて、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,031,926	1,208,821
売掛金	266,457	430,785
仕掛品	312	296
前払費用	6,170	8,540
未収入金	1	30,752
その他	-	160
流動資産合計	1,304,868	1,679,355
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,731	14,542
減価償却累計額	479	184
建物（純額）	3,252	14,357
工具、器具及び備品	7,994	16,990
減価償却累計額	3,281	5,133
工具、器具及び備品（純額）	4,713	11,857
有形固定資産合計	7,965	26,215
無形固定資産		
ソフトウェア	1,390	39,239
無形固定資産合計	1,390	39,239
投資その他の資産		
投資有価証券	31,050	-
関係会社株式	15,030	15,030
長期前払費用	346	-
繰延税金資産	23,557	19,193
差入保証金	22,272	50,149
投資その他の資産合計	92,256	84,372
固定資産合計	101,613	149,826
資産合計	1,406,481	1,829,182

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	43,363	69,752
1年内返済予定の長期借入金	7,140	¹ 7,140
未払金	39,682	28,935
未払費用	771	7,855
未払法人税等	6,513	8,971
未払消費税等	27,376	2,442
預り金	2,129	5,302
前受収益	6,404	7,825
流動負債合計	133,381	138,224
固定負債		
長期借入金	29,770	¹ 22,630
固定負債合計	29,770	22,630
負債合計	163,151	160,854
純資産の部		
株主資本		
資本金	684,900	903,050
資本剰余金		
資本準備金	681,500	899,650
資本剰余金合計	681,500	899,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	123,069	134,372
利益剰余金合計	123,069	134,372
株主資本合計	1,243,330	1,668,327
純資産合計	1,243,330	1,668,327
負債純資産合計	1,406,481	1,829,182

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	808,005	798,516
売上原価	255,967	179,612
売上総利益	552,037	618,904
販売費及び一般管理費	1 395,955	1 602,337
営業利益	156,082	16,567
営業外収益		
受取利息	7	15
講演料等収入	151	-
投資有価証券売却益	-	1,650
その他	46	155
営業外収益合計	205	1,821
営業外費用		
支払利息	321	142
上場関連費用	2,000	13,432
本社移転費用	-	6,097
その他	7	70
営業外費用合計	2,328	19,742
経常利益又は経常損失()	153,959	1,354
特別損失		
固定資産除却損	-	3,294
特別損失合計	-	3,294
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	153,959	4,648
法人税、住民税及び事業税	950	2,290
法人税等調整額	23,557	4,364
法人税等合計	22,607	6,654
当期純利益又は当期純損失()	176,566	11,303

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		48,268	20.2	35,124	19.6
経費		191,107	79.8	143,666	80.4
当期総製造費用		239,375	100.0	178,790	100.0
仕掛品期首たな卸高		1,768		312	
合計		241,144		179,103	
仕掛品期末たな卸高		312		296	
計		240,831		178,806	
期首商品たな卸高					
商品仕入高		15,136		805	
計		15,136		805	
期末商品たな卸高					
売上原価		255,967		179,612	

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	186,134	139,582
水道光熱費	282	175
地代家賃	3,541	2,825
減価償却費	1,149	984

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	684,900	681,500	681,500	299,636	299,636	1,066,763	1,066,763
当期変動額							
当期純利益				176,566	176,566	176,566	176,566
当期変動額合計				176,566	176,566	176,566	176,566
当期末残高	684,900	681,500	681,500	123,069	123,069	1,243,330	1,243,330

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	684,900	681,500	681,500	123,069	123,069	1,243,330	1,243,330
当期変動額							
新株の発行	218,150	218,150	218,150			436,300	436,300
当期純損失()				11,303	11,303	11,303	11,303
当期変動額合計	218,150	218,150	218,150	11,303	11,303	424,997	424,997
当期末残高	903,050	899,650	899,650	134,372	134,372	1,668,327	1,668,327

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	153,959	4,648
減価償却費	5,113	7,974
受取利息及び受取配当金	7	15
支払利息	321	142
投資有価証券売却損益(は益)		1,650
売上債権の増減額(は増加)	172,149	164,327
たな卸資産の増減額(は増加)	1,455	16
仕入債務の増減額(は減少)	3,330	26,388
未払金の増減額(は減少)	17,186	9,629
未払費用の増減額(は減少)	2,317	7,084
未払消費税の増減額(は減少)	17,465	24,934
前受金の増減額(は減少)	10,800	
前受収益の増減額(は減少)	10,656	1,421
その他	3,254	5,066
小計	505	167,245
利息及び配当金の受取額	7	15
利息の支払額	321	142
法人税等の支払額	870	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,689	168,321
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入		32,700
有形固定資産の取得による支出	3,249	27,521
投資有価証券の取得による支出	31,050	
関係会社株式の取得による支出	15,030	
無形固定資産の取得による支出	679	38,330
差入保証金の差入による支出	703	50,791
投資活動によるキャッシュ・フロー	50,712	83,944
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入		436,300
借入れによる収入		36,910
借入金の返済による支出	7,140	44,050
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,140	429,160
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	59,542	176,894
現金及び現金同等物の期首残高	1,091,469	1,031,926
現金及び現金同等物の期末残高	1,031,926	1,208,821

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～15年

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は、利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

長期前払費用

定額法を利用しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

収益認識

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」23,178千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」23,557千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
預金	千円	40,000千円
計	千円	40,000千円

担保に係る債務

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	千円	7,140千円
長期借入金	千円	22,630千円
計	千円	29,770千円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度1.6%、当事業年度2.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98.4%、当事業年度97.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	35,480千円	47,250千円
給料手当	197,973	261,955
業務委託費	49,127	130,056
支払手数料	25,147	28,752

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,680	1,853,320		1,855,000
A種優先株式	175	174,825	175,000	
合計	1,855	2,028,145	175,000	1,855,000
自己株式				
普通株式				
A種優先株式		175,000	175,000	
合計		175,000	175,000	

- (注) 1 当社は、2018年3月30日付けで普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。
2 普通株式の増加175,000株は、2018年12月17日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付したことにより増加しております。
3 A種優先株式の減少175,000株は、2018年12月20日付で当該A種優先株式を消却したことにより減少しております。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,855,000	5,929,800		7,784,800
合計	1,855,000	5,929,800		7,784,800
自己株式				
普通株式				
合計				

- (注) 1 2019年3月28日を払込期日とする有償一般募集増資により新株式66,700株を発行し、2019年4月23日を払込期日とする有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)により、新株式24,500株を発行しております。
2 2019年9月17日開催の取締役会決議により、2019年10月4日付で1株を4株に株式分割いたしました。これにより株式数は5,838,600株増加し、発行済株式総数は7,784,800株となっております。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	1,031,926千円	1,208,821千円
現金及び現金同等物	1,031,926千円	1,208,821千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入敷金保証金は、本社ビルの賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

長期借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、支払金利の流動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2018年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,031,926	1,031,926	
(2) 売掛金	266,457	266,457	
(3) 未収入金	1	1	
(4) 差入保証金	22,272	22,341	68
資産計	1,320,657	1,320,726	68
(1) 買掛金	43,363	43,363	
(2) 未払金	39,682	39,682	
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	36,910	36,995	85
負債計	119,956	120,042	85

当事業年度(2019年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
--	------------------	------------	------------

(1) 現金及び預金	1,208,821	1,208,821	
(2) 売掛金	430,785	430,785	
(3) 未収入金	30,752	30,752	
(4) 差入保証金	50,149	50,290	141
資産計	1,720,507	1,720,649	141
(1) 買掛金	69,752	69,752	
(2) 未払金	28,935	28,935	
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	29,770	29,812	42
負債計	128,457	128,499	42

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収見込み額を残存契約期間に対応する国債等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,031,926			
売掛金	266,457			
未収入金	1			
差入保証金		22,272		
合計	1,298,385	22,272		

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,208,821			
売掛金	430,785			
未収入金	30,752			
差入保証金		50,149		
合計	1,670,358	50,149		

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	7,140	7,140	7,140	7,140	7,140	1,210
合計	7,140	7,140	7,140	7,140	7,140	1,210

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	7,140	7,140	7,140	7,140	1,210	
合計	7,140	7,140	7,140	7,140	1,210	

(有価証券関係)

前事業年度(2018年12月31日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式15,030千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額は投資有価証券31,050千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2019年12月31日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式15,030千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2019年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2014年12月17日	2017年2月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名 外部協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 21名 外部協力者 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 60,000株	普通株式 356,000株
付与日	2014年12月17日	2017年2月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2016年12月18日 至 2024年12月17日	自 2019年2月28日 至 2027年2月21日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年4月16日	2018年8月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 22名 外部協力者 3名	当社従業員 7名
株式の種類及び付与数	普通株式 352,000株	普通株式 36,000株
付与日	2018年4月16日	2018年8月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年4月17日 至 2028年3月29日	自 2020年8月21日 至 2028年3月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年3月30日付株式分割（普通株式1株につき普通株式1,000株の割合）及び2019年10月4日付株式分割（普通株式1株につき普通株式4株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2014年12月17日	2017年2月27日
権利確定前 (株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前事業年度末	36,000	
権利確定		200,000
権利行使		
失効		
未行使残	36,000	200,000

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年4月16日	2018年8月20日
権利確定前 (株)		
前事業年度末	332,000	28,000
付与		
失効	44,000	8,000
権利確定		
未確定残	288,000	20,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

(注) 2018年3月30日付株式分割(普通株式1株につき普通株式1,000株の割合)及び2019年10月4日付株式分割(普通株式1株につき普通株式4株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2014年12月17日	2017年2月27日	2018年4月16日	2018年8月20日
権利行使価格 (円)	150	342	1,150	1,150
行使時平均株価 (円)				
付与日における公正な評価単価(円)				

(注) 2018年3月30日付株式分割(普通株式1株につき普通株式1,000株の割合)及び2019年10月4日付株式分割(普通株式1株につき普通株式4株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な

評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。

なお、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使時における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度における本源的価値の合計額	772,608千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	18,229千円	27,362千円
未払賞与	3,245千円	千円
減価償却費超過額	1,097千円	千円
その他	1,714千円	2,242千円
繰延税金資産小計	24,287千円	29,605千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	千円	10,215千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	千円	196千円
評価性引当額小計(注)1	730千円	10,412千円
繰延税金資産合計	23,557千円	19,193千円

(注)1. 評価性引当額が9,681千円増加しております。この増加の内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)						27,362	27,362
評価性引当額						10,215	10,215
繰延税金資産						17,147	(b)17,147

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金27,362千円(法定実効税率を乗じた額)にの一部について、繰延税金資産17,147千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2017年12月期に生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.8%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	
住民税均等割等	0.6%	
評価性引当額の増減	47.2%	
その他	0.0%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.7%	

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略していません。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大日本住友製薬株式会社	122,732	PHRプラットフォームサービス事業
マルホ株式会社	89,178	PHRプラットフォームサービス事業

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
中外製薬株式会社	128,509	PHRプラットフォームサービス事業
日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	119,800	PHRプラットフォームサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	比木武			当社 代表取締役	(被所有) 直接45.1	債務被保証	当社借入に 対する債務 被保証 (注)	36,910		

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役比木武より債務保証を受けております。取引金額は、当事業年度の借入金残高を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておらず、本書提出日現在において、当該債務被保証は解消しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	167.56円	214.31円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	23.80円	1.47円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載していません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

2. 当社は、2018年12月17日付をもって、A種優先株主の請求権に基づき、全てのA種優先株式(175,000株)を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式につきましては、2018年12月20日開催の取締役会決議に基づき同日をもって全て消却しております。

3. 当社は、2018年3月30日付けで普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
4. 当社は、2019年10月4日付けで普通株式1株につき普通株式4株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
5. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()		
当期純利益又は当期純損失()	176,566千円	11,303千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益又は 普通株式に係る当期純損失()	176,566千円	11,303千円
普通株式の期中平均株式数	5,661,456株	7,691,866株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数155個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 種類(新株予約権の数136個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

6. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額	1,243,330千円	1,668,327千円
純資産の部の合計額から控除する金額	千円	千円
普通株式に係る期末の純資産額	1,243,330千円	1,668,327千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数	7,420,000株	7,784,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	3,731	14,542	3,731	14,542	184	413	14,357
工具、器具及び備品	7,994	12,979	3,984	16,990	5,133	5,359	11,857
有形固定資産計	11,726	27,521	7,715	31,532	5,317	5,773	26,215
無形固定資産							
ソフトウェア	1,958	38,330		40,288	1,049	481	39,239
無形固定資産計	1,958	38,330		40,288	1,049	481	39,239
長期前払費用	470		470			346	

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	オンコロジープラットフォーム	37,730千円
建物	本社造作	14,542千円
工具、器具及び備品	PCの購入	4,306千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	7,140	7,140	0.5	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	29,770	22,630	0.5	2024年2月29日
計	36,910	29,770		

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	7,140	7,140	7,140	1,210

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	163
預金	
普通預金	1,168,657
定期預金	40,000
合計	1,208,821

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	130,687
アストラゼネカ株式会社	68,969
中外製薬株式会社	58,886
アフラック生命保険株式会社	49,500
日本結節性硬化症学会	22,000
その他	100,748
合計	430,785

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
266,457	845,462	681,135	430,785	61.3	150.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

仕掛品

品名	金額(千円)
経費	296
合計	296

買掛金

相手先	金額(千円)
Cloco株式会社	35,450
Satt株式会社	10,312
株式会社GENZ	5,739
トライアドジャパン株式会社	2,860
株式会社ブロードバンドセキュリティ	2,707
その他	12,682
合計	69,752

(3) 【その他】

当該事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	101,578	204,687	348,824	798,516
税引前四半期(当期)純損失()(千円)	63,827	113,224	196,217	4,648
四半期(当期)純損失()(千円)	44,214	81,056	140,360	11,303
1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	5.95	10.67	18.32	1.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	5.95	4.75	7.62	16.58

(注) 当社は2019年10月4日付けで普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額及び1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://welby.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び株式売出し）及びその添付書類

2019年2月27日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2019年3月12日及び2019年3月20日関東財務局長に提出。

2019年2月27日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第8期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年4月1日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第9期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 四半期報告書を2019年5月14日、
確認書を2019年5月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第9期第2四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第9期第3四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月12日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2019年4月1日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月27日

株式会社Welby
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦	太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	橋	幸 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Welbyの2019年1月1日から2019年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Welbyの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。